ウ　火薬類の引火、爆発等を防止するため緊急の必要があると認めるときは、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第45条の規定に基づき、次に掲げる者に対し、それぞれ以下の措置を講ずべきことを命令する。

・製造業者、販売業者又は消費者
　製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止
・製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者
　製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄の一時禁止又は制限
・火薬類の所有者又は占有者
　火薬類の所在場所の変更又は廃棄
・火薬類を廃棄した者
　廃棄した火薬類の収去

エ　生活関連火薬類取扱所に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該生活関連火薬類取扱所の管理者に対する指導、助言、職員の派遣、関係機関への連絡等、被害の拡大防止及び応急の復旧のための措置を的確かつ迅速に講ずる。

オ　火薬類の引火、爆発等を防止するための緊急の必要がなくなったときは、ウに定めるところにより発出した命令を直ちに解除する。

⑤　生活関連高圧ガス取扱所

武力攻撃事態等において、商務流通保安グループは、生活関連高圧ガス取扱所について、以下のとおり対処するものとする。

ア　関係機関と連携しつつ、生活関連高圧ガス取扱所の被害の有無、復旧の見通しその他の必要な情報を収集し、国民保護対策本部に報告するとともに、必要に応じ、都道府県その他の関係機関に報告する。あわせて、都道府県警察、消防機関その他の行政機関に対し、警備強化に関する支援その他の生活関連高圧ガス取扱所の安全の確保のために必要な支援を求める。

イ　危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合等、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、関係機関の意見を聴いて、生活関連高圧ガス取扱所の管理者に対し安全確保措置を講ずるよう要請するとともに、当該生活関連高圧ガス取扱所の所在する都道府県の知事にその旨を通知する。

ウ　高圧ガスの引火、爆発、空気中への飛散又は周辺地域への流出を防止するため緊急の必要があると認めるときは、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第39条又は国民保護法第103条第３項の規定に基づき、次に掲げる者に対し、それぞれ以下の措置を講ずべきことを命令する。

・高圧ガス保安法に規定する第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）に規定する液化石油ガス販売事業者若しくは充てん事業者
　製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の一時停止又は制限
・高圧ガス保安法に規定する第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法に規定する液化石油ガス販売事業者若しくは充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者
　製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄の一時禁止又は制限
・高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者
　当該高圧ガス又はこれを充てんした容器の所在場所の変更又は廃棄
・国民保護法施行令第28条第９号に規定する高圧ガスの取扱者
　当該高圧ガスの取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
　製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
　当該高圧ガスの所在場所の変更又は廃棄

エ　生活関連高圧ガス取扱所に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該生活関連高圧ガス取扱所の管理者に対する指導、助言、職員の派遣、関係機関への連絡等、被害の拡大防止及び応急の復旧のための措置を的確かつ迅速に講ずる。

オ　高圧ガスの引火、爆発、空気中への飛散又は周辺地域への流出を防止するための緊急の必要がなくなったときは、ウに定めるところにより発出した命令を直ちに解除する。

⑥　生活関連生物剤等取扱所

武力攻撃事態等において、製造産業局は、別表に掲げる生物剤及び毒素の取扱所について、以下のとおり対処するものとする。

ア　危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合等、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、関係機関の意見を聴いて、生活関連生物剤等取扱所の管理者に対し、警備の強化その他の安全確保措置を講ずるよう要請するとともに、当該生活関連生物剤等取扱所の所在する都道府県の知事にその旨を通知する。あわせて、都道府県警察、消防機関その他の行政機関に対し、警備強化に関する支援その他の生活関連生物剤等取扱所の安全の確保のために必要な支援を求める。

イ　公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法第103条第４項の規定に基づき、生物剤及び毒素の保有・管理状況について、生活関連生物剤取扱所の管理者から報告を徴収する。また、同条第３項の規定に基づき、生活関連生物剤等取扱所の管理者に対し、次に掲げる措置を講ずべきことを命令するとともに、その対応状況の報告を求め、その内容を国民保護対策本部及び必要に応じ都道府県その他の関係機関に報告する。

・生活関連生物剤等取扱所の施設の全部又は一部の一時停止又は制限
・生活関連生物剤等取扱所内における生物剤及び毒素の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
・生活関連生物剤等取扱所内における生物剤及び毒素の所在場所の変更又はその廃棄

ウ　生活関連生物剤等取扱所に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該生活関連生物剤等取扱所から当該武力攻撃災害の状況の報告を求める。その報告を踏まえ、必要に応じ、当該生活関連生物剤等取扱所の管理者に対する指導、助言等を行うとともに、警察、消防等の関係機関との密接な連携の下、被害の拡大防止及び応急の復旧のための措置を的確かつ迅速に講ずる。

エ　公共の安全の維持又は災害の発生の防止のための緊急の必要がなくなったときは、イに定めるところにより発出した命令を直ちに解除する。

⑦　生活関連毒性物質取扱所

武力攻撃事態等において、製造産業局は、生活関連毒性物質取扱所について、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成７年法律第65号）第２条第３項に規定する特定物質並びに同条第５項に規定する第一種指定物質及び第二種指定物質の区分に応じ、それぞれの保有量等にかんがみ武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、以下のとおり対処するものとする。

Ａ．特定物質の取扱所

ア　武力攻撃予測事態においては、特定物質の保有状況その他の必要な情報を収集するとともに、安全確保措置の徹底を要請する。また、生活関連毒性物質取扱所に対し、保有する特定物質の廃棄の準備等を要請するとともに、その対応状況の報告を求める。

イ　武力攻撃事態においては、特定物質の保有状況その他の必要な情報を収集する。また、生活関連毒性物質取扱所に対し、保有する特定物質の任意の廃棄又は命令による廃棄の準備を要請するとともに、その対応状況の報告を求め、その内容を国民保護対策本部及び必要に応じ都道府県その他の関係機関に報告する。